

門市地第121号
平成24年7月13日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上賢二様

門真市長 園部 一成

2012年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

2012年6月18日付で要望のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

1. 国民健康保険について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）

【回答】

一般会計からの国民健康保険事業特別会計への繰入につきましては、平成19年6月「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が制定され、市の全会計を連結した決算により財政状況が判断されることになりました。そのため、本市国保特別会計が抱える多額の累積赤字が要因で早期健全化団体に陥るような状況を回避するため、平成20年3月に「門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画」を策定し、様々な取り組みを行うとともに、平成19年度より一般会計から保険事業特別対策繰入金（市条例減免分、累積赤字解消分）を繰入し、単年度収支を黒字としてきたところであります。

また、保険料等につきましては、収納率の向上対策や特定財源の確保などによる歳入の確保、ジェネリック医薬品の推奨事業等による歳出の抑制を積極的に行い、保険料負担の抑制に努めています。

次に、保険料の減免制度につきましては、不況における離職者等の救済措置としての拡充を平成21年4月1日以降実施し、平成22年度には、不況対策といたしまして減免率の見直しを行い、拡充に努めてまいりましたが、現在、これ以上の拡充については考えておりません。

次に、一部負担金減免につきましては、平成23年6月1日から、国基準による制度を実施しております。これらの減免制度につきましては、広報、ホームページなどに掲載し、周知に努めています。

- ② 法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

【回答】

資格証明書の発行につきましては、負担の公平性を確保する観点から、資格証明書の発行はやむを得ないと考えております。

なお、納付相談後の分納世帯で、納付約束履行世帯に対しては資格証明書を発行することはありません。

また、資格証明書発行世帯であっても、やむを得ない事情、例えば、緊急的・長期的入院等の場合や、しばらく就労困難な状況である場合等については、資格証明書を解除し、短期被保険者証へ切り替えさせていただくなど、柔軟な措置も講じています。

短期被保険者証の交付につきましては、保険料の納付折衝の確保を目的として3カ月ごと年に4回の更新手続きを行っており、更新手続きの呼びかけとして短期被保険者証更新通知を発送していますが、来庁や連絡が無い世帯につきましては夜間や休日訪問等により、できるだけ保険料の納付折衝の機会を確保し、長期未交付とならないよう努めております。

また、高校生世代以下のこどもに対しては、法の一部改正に伴い平成22年7月1日より有効期間が6ヶ月以上の短期被保険者証を交付することと厚生労働省より通知がありましたが、本市では平成22年5月1日より有効期間が6ヶ月の短期被保険者証を簡易書留で郵送により交付し、6ヶ月後の有効期間が切れるまでに、次の有効期間が6ヶ月の短期被保険者証を簡易書留により交付しております。

- ③ 財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行うこと。

【回 答】

差押につきましては、特別な理由もなく支払える資力や財産があるにもかかわらず保険料の納付がない場合や、納付相談後の約束が不履行であった場合について負担の公平性を確保する観点から法令を遵守し、差押は行っていきます。

なお、資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した方に対しては、慎重かつ柔軟に対応するよう努めております。

また、生活保護受給者に対しては、国からの通達を踏まえた上で、地方税法の規定により、適宜滞納処分の停止を行っております。

- ④ 国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう市内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

【回 答】

納付相談の際に生活困窮を確認した場合においては、関係所管課との連絡調整を行っております。また、全般的な生活相談につきましては、「市民相談」を設けており、関係所管課の職員により、生活の中の身近な問題や市政全般の相談を受けております。

- ⑤ 国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

【回 答】

国民健康保険制度広域化につきましては、平成22年12月に大阪府においては市町村国保運営の広域化や財政の安定化を推進するため、「大阪府国民健康保険広域化等支援方針」を策定されました。国においては、平成24年2月17日に閣議決定されました「社会保障・税一体改革大綱」の中で、市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充など財政基盤の強化と財政運営の都道府県単位化の方針が示されたところです。

国保広域化を行うことは、本市のような低所得者層の加入割合が高く、多額の累積赤字を抱える保険者にとっては、スケールメリットの効果による財政基盤の安定が望め、持続可能な運営となり、また被保険者側からみれば、保険給付費は全国共通であるものの、保険料は市町村毎に異なっている不公平感は無くなるものと考えます。

また、国民健康保険制度につきましては、本来、財源措置を含めて国が責任をもって実施すべき制度と考えておりますので、国庫負担の増額につきましては、これまでも国に要望してまいりましたが、今後も引き続き要望してまいります。

- ⑥ 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

【回答】

門真市国民健康保険運営協議会につきましては、門真市国民健康保険運営委員協議会の会議公開要領及び傍聴要領に従い、運営協議会の公開、傍聴ならびに資料配布をしております。

また、門真市国民健康保険運営協議会要点録につきましては、門真市ホームページにて公開しております。

2. 健診について

- ① 特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする。

【回答】

平成20年度から始まった特定健診は、以前の住民一般健診の内容とほぼ同等であります。また、費用は当初から無料で実施しております。今後も引き続き特定健診の周知と、より受診しやすい体制作りに取り組んでまいります。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

がん検診のうち、乳がん検診につきましては、集団検診に加え、平成23年度より個別の医療機関での検診を開始いたしました。それにより、すべてのがん検診について、集団方式と個別方式のいずれかを選択して受診することができるよう受診環境の整備を図ったところです。特定健診とがん検診の同時実施については、集団健診において肺がん検診の同時実施を行っておりますが、平成22年度より他のがん検診についても一部実施しています。今後も受診しやすい体制作り等に取り組んでまいります。

また、がん検診の費用は自己負担をいただいておりますが、70歳以上の方、市民税非課税または生活保護世帯の方は費用免除といたしております。また、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診については、特定の年齢の方を対象に、無料クーポン券を送付し、受診の勧奨を行っております。

- ③ 人間ドック助成も行うこと。

【回答】

国民健康保険の被保険者のうち、30歳以上で門真市国保の加入期間が1年以上及び保険料の滞納が無い者に、人間ドック助成を行っています。具体的には、健診に係る費用のうち、半額を助成しています。基本健診2万円、CTスキャン5千円、MRI検査8千5百円です。

3. 介護保険・高齢者施策について

- ① 国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。

特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

※くすのき広域連合より回答

- ② 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

※くすのき広域連合より回答

- ③ 軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

※くすのき広域連合より回答

- ④ 低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

※くすのき広域連合より回答

- ⑤ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

※くすのき広域連合より回答

- ⑥ 事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国のQ&Aや川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。

※くすのき広域連合より回答

- ⑦ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

※くすのき広域連合より回答

4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

【回答】

生活保護受給世帯の増加に伴い、ケースワーカー1人あたりのケース数は標準数と比較し上回る現状にあったことから、本年4月の人事異動において再任用職員や非常勤職員も活用した人員体制の強化を図り、1人あたりのケース数を減らすべく職員配置を行ったところであります。また、専門的知識を有する社会福祉士などの正規職員を採用・配属しており、引続き、生活保護行政の体制確保に努めていきたいと考えております。

ケースワーカー研修については、課内研修だけではなく、他課職員に講師を依頼し、平成23年度は、障がい福祉課、高齢福祉課、子ども課の職員に協力していただいたほか、外部関係機関である守口保健所との共催などにより、月1回程度、定期的に研修会を実施しました。他法他施策に関する知識の習得にとどまらず、関係機関との連携を図るきっかけにも繋がることで、オールラウンドなケースワーク業務を円滑に行える研修体制の確立を目指しており、窓口等で懇切丁寧な態度で接するよう指導しております。

今後も引き続き、接遇や人権に対する意識向上を図った研修や指導を行ってまいります。

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

【回答】

生活保護のしおりについては、要保護者の権利と義務関係等を明確にし、すべての文字にルビを付けたものを申請時に渡しております。

また、申請書につきましては、申請の意思を確認したうえで交付しております。

- ③ 申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の場を確保すること。

【回答】

本市では申請時に「助言指導書」は交付しておりません。

就労指導に関しましては、被保護者の稼働能力を的確に把握し、被保護者の状況に応じた就労支援を行っております。

各班よりコーディネーターを配置し、就労支援施策の調査研究や就労支援対象者の把握と調整をし、また、本市の就労支援促進事業、就労意欲喚起事業やハローワークの「福祉から就労」支援事業との円滑な連携も含め就労支援に努めております。

- ④ 通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。

【回答】

通院移送費につきましては、平成22年3月12日付厚生労働省通知に基づき認定しております。

また、就職時に関しては、ケースワーカーの指示または指導を受けて、求職のため熱心かつ誠実に努力したと認められる場合などに移送費の認定を実施しております。

被保護者に対しては、必要に応じて移送費の説明を行っており、保護のしおりにも明記しております。

- ⑤ 「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

【回答】

本市におきましては、保護受給者が指定医療機関へ受診の際の利便性を図るため、平成21年10月より「保護受給者証」を発行し、市役所が閉庁している休日や夜間の時間帯に受診が必要となった場合には、同受給者証を医療機関に提示していただければ、速やかに診療が受けられるよう医療機関に依頼しているところであります。

- ⑥ 自動車がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

【回答】

自動車につきましては、身体障害者の通勤等のための使用、世帯の収入増加に著しく貢献する事業による使用、山間へき地等地理的条件が悪い地域に居住する者の通勤による使用に限って保有を認めています。

125cc以下のバイクにつきましては、その処分価値及び主の用途等を確認した上で、当該バイクが現実に最低生活維持の為に活用されていて、生活維持及び自立助長に実効があがっており、又、自賠責保険及び任意保険に加入していて保険料を含む維持費についての捻出が可能であると判断される場合にのみ保有を認めております。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

【回答】

本市の乳幼児等医療助成制度においては、本年の7月より入院・通院ともに、対象児童を小学校就学前児童から小学校3年生(9歳)の年度末までに制度改定を行ったところです。

今後の対象年齢の拡充については、本市の財政状況及び府内各市の状況等を勘案しながら、研究していきます。

- ② 全国最低レベルの妊婦検診を全国並み(14回、10万円程度)の補助とすること。

【回答】

妊婦健康診査におきましては、21年度より妊婦一人あたり14回、35,000円の公費助成を実施しており、23年度からは公費負担額を62,290円へ増額いたしました。今後も国、府の動向を注視し検討してまいりたいと考えます。

- ③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

【回答】

本市では、所得金額が市の認定基準額以下の世帯に対して認定しております。なお、申請は、通学しておられる学校及び教育委員会学校教育課で申請の受付をしております。

申請月については、現状通りでお願いします。

- ④ 子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

【回答】

子宮頸がんワクチン、ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチンにつきましては、早期に定期接種として実施されること、ワクチンの安定供給を図り、費用については国庫負担とされるよう市長かいを通じ国に要望しており、今後につきましては、国の動向を注視し検討してまいりたいと考えます。

- ⑤ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回答】

「新婚家賃補助」及び「子育て世代家賃補助」の制度化につきましては、子育て世代支援と自治体の活性化として有効な方策かどうかも含め、調査研究してまいりたいと考えております。